

農業委員会議事日程

日 時：令和3年9月28日（火）午前10時00分
場 所：千曲市役所 301大会議室A

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
7. 議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
8. 議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
9. 議案第28号 千曲市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について
10. 議案第29号 千曲市農業委員会規則で定める様式における押印の廃止に関する規則について
11. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
12. 協議事項
 - (1) 空き家に付随した農地の別段面積について
13. その他

〔閉 会〕

出席委員

荒井忠男農業委員会
1 番 中嶋 喜代栄 外 14 名

事務局出席者

事務局長 中村 利信
事務局次長 大友 誠
農地係担当係長 宮坂 昌吉

【 会議概要 】

中村局長	本日は、お忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。 ただ今から令和3年9月の総会を開催いたします。 それでは、始めに会長さんのあいさつをお願いいたします。
議 長	(会長あいさつ)
中村局長	(経過報告)
議 長	ここで、委員の出欠等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。
大友次長	(出席状況の報告)
議 長	定足数に達しておりますので、只今から会議を開催いたします。
議 長	まず、日程第3、会期の決定について、であります。議案の内容からして、本 日一日で足りうると思っておりますので、本日一日と決定したいが、ご異議 ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。
議 長	次に日程第4、議事録署名委員の指名について、であります。議長から指名する に、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。 14番 保木野 幸雄 委員、15番 長門 公春 委員の両委員をお願いいたし ます。 それでは、日程第5、議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について、 を議題といたします。 事務局から朗読、説明をお願いいたします。

大友次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。
なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第24号は、原案のとおり可決、決定されました。
続いて、日程第6、議案25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

6 番島田委員

6番の島田です。1番案件2番案件について同じ場所ですので、併せて説明いたします。

場所は県道森篠ノ井線の雨宮の日吉神社から南へ500m程進むと県道の東側に○○という古い団地がありますが、その南側に隣接する約1反2畝の田であります。今まで所有者であった父親が昨年亡くなり、今回相続するにあたり1反2畝の田を、田の字型に4区画に分筆し、北側の東西の2区画を三男が相続し、そのうち西側の半分263㎡に住宅を新築したいのが1番案件の申請です。隣接者との境界立ち合いは、過日市役所立会いのもと実施されて、隣接者の同意も得られており、汚水は公共下水道に放流することになっておりますので、問題はないと考えます。

続いて2番案件ですが、先ほど申し上げた1反2畝の田を4区画に分筆した南側の東西2区画を合わせた592㎡の土地であります。25年程前から昨年亡くなった父親が許可なく田を埋め立てて、資材置場、農機具置場に使っていた土地でありまして、今回長男が相続するにあたり、父親の無許可転用を知ったとのこと。今回の許可申請書には顛末書が添付されています。

9 番緑川委員

9 番緑川です。申請により関係委員と現地確認を行いましたので報告します。まず場所ですが、上徳間公民館の北西 30m程の位置です。〇〇運輸の西に接して、他の農地とは隣接していません。田であります。現在野菜が栽培されています。駐車場ということで、何ら問題ないと思います。

議 長

担当委員さんからの報告が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第 25 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 25 号は、原案のとおり可決、決定されました。
続いて、日程第 7、議案第 26 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

2 番岡田委員

2 番岡田です。1 番案件から 4 番案件について関係委員と現地確認をしましたので報告いたします。

1 番案件ですが、場所は寂蒔区千曲線の〇〇組合更埴支所から東へ 100m程の場所にある畑で、そこに 2 区画の宅地造成をする申請です。周囲は東側が道路、北側が宅地と畑、西側と南側は 80 cm程の道があり、道を挟んで宅地と畑があります。隣接耕作者が 5 名おりまして、同意を得ております。周囲は 10 cm程の土留めをして、農地への土砂の流出を防ぐということで、雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で問題ないと思います。

続いて 2 番案件ですけど、場所は杭瀬下区で千曲橋の東側の堤防道路信号から南側に 80m程にある畑でございまして、ここに 2 区画の建売住宅を建築する申請でございまして。周囲は東側・北側が道路、西側・南側が宅地で、周囲に農地はありません。外周は段差がなく現状のままで、雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で問題はないと思います。

続いて 3 番案件でございまして。場所は新田区で、平和橋から東側にある〇〇更埴

生店の道路向かい側にある畑として使っている田でございます。向かいにある会社の従業員用として13台分の駐車場にする申請です。周囲は、東側が県道、南側が東林房川、西側が畑で利用されている田、北側には水路を挟んで宅地があり、隣接農地耕作者の同意を得ています。境界はL型コンクリート擁壁で法面を保護し、碎石を敷いて駐車場とするものです。雨水は地下浸透、汚水はなく問題はありません。

続いて4番案件でございます。場所は中区と小船山区の境にありまして、五加線から南へ入った田で、父親の土地の一部を分筆して住宅を建設する申請でございます。周囲は西側が道路、北側が水路を挟んだ田で、東側が水路を挟んだ宅地、南側が父親の田となり、隣接農地耕作者の同意を得ています。南側にL型擁壁を設置して、その他の周囲は現状のままで60cm埋め立てする計画で、雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で問題ないと思います。

11 番嶋田委員

11番嶋田でございます。現地を確認しましたので報告いたします。申請の理由としては、多機能型の養護施設の建設で申請が出ています。場所は旧〇〇森支所から県道南へ約200mのところ、1級河川の沢山川に面した場所です。この土地の東側は住宅、西側が沢山川で南側は市道に面して、北側は住宅になっております。周りには農地はありません。雨水は地下浸透、雑排水は下水道に接続する予定であります。隣接には農地がないので問題ないと思います。

9 番緑川委員

9番緑川です。場所は千本柳の下三ヶ用水から、東に入った道路沿いです。住宅地の中の残された農地で、現在休耕中です。北側に接する田は、耕作者から同意が得られております。他は全部住宅です。排水等の処理も適切であると思われま

議 長

担当委員さんからの報告が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がでございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第26号は、原案のとおり可決、決定されました。
続いて、日程第8、議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

大友次長

・・・朗読説明・・・

議 長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括、お受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございました。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第27号は、原案のとおり可決、決定されました。
続いて、日程第9、議案第28号 千曲市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

中村局長

……説明……

議 長

説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括、お受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございました。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第28号 千曲市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第28号は、原案のとおり可決、決定されました。
続いて、日程第10、議案第29号 千曲市農業委員会規則で定める様式における押印の廃止に関する規則について、を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

大友次長

……説明……

議 長

説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括、お受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第29号 千曲市農業委員会規則で定める様式における押印の廃止に関する規則について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第29号は、原案のとおり可決、決定されました。

以上で、議事はすべて終了いたしました。続いて日程第11、「報告事項」について事務局から報告をお願いします。

大友次長

(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について

大友次長

(2)農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について

議 長

説明が終わりました。ただいまの報告事項について、何か質問、ご意見がありましたら、お願いします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。先へ進めます。

続いて、日程第12、「協議事項」に入ります。

協議事項(1)空き家に付随した農地の別段面積について、事務局から説明をお願いします。

中村局長

……説明……

議 長

説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

15番長門委員

15番の長門です。設定面積が4a未満ですが、空き家担当の建設課も農業委員会も良いならいいんですが、どうせするなら1㎡にした方が分かりやすいんじゃないでしょうか。

中村局長

4a未満であればすべての農地を拾える設定なんですけど、1㎡にしてもすべてが拾える同じ解釈になると思いますので、建設課と協議します。

議 長

よろしいですか。先へ進めます。

続いて、日程第13、「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

……説明……

議 長

説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。
以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
令和3年9月の総会を閉会といたします。大変ご苦労様でした。

[閉会] 午前 11 時 01 分